

心身障がい福祉センター 通園療育課・療育相談課

保育士・児童指導員（特定業務任用職員）募集

[募集概要]

募集職種	保育士・児童指導員
募集施設	心身障がい福祉センター 福岡市中央区長浜 1-2-8 TEL: (092) 721-1611
業務内容	○心身障がい福祉センターまたは分園すてっぷで、知的障がい児や発達障がい児、肢体不自由児等の療育を行います。 ○障がい別集団療育が中心です。療育時間は 10:00~14:00 のほか午前のみ、午後のみなどがあります。 ○特定の障がい部門（園）に所属し、複数担任制で経験者とチームを組み業務を行います。
採用人数	2名程度
応募資格	「保育士」または下記「児童指導員任用資格」を有する人。 ※児童指導員任用資格：4年生大学（大学院）にて、心理学、教育学、社会学、社会福祉学のいずれかを専攻し卒業（修了）した方。2年以上の児童福祉事業の実務経験がある方。幼稚園、小～高の教員免許がある方。社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する方。
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 任用更新の可能性 あり（条件あり）

[労働条件]

身分	特定業務任用職員（正規職員ではありません）
勤務日	月～金
勤務時間	8:45～17:15（休憩45分） 時間外勤務はありません
休日	土・日・祝日、12/29～1/3
休暇	◎年次有給休暇：年20日 ※時間単位年休有り（上限日数 5日） ◎育児休業：有り（無給） ※ただし、条件あり ◎病気休暇：有り（無給） 1年度につき最長60日 ※ただし、10日を超えない範囲は有給 ◎介護休暇・介護時間：あり（無給） ◎子の看護休暇：5日（有給）※2人以上の場合は10日 ◎夏季休暇：5日（有給） ◎その他の特別休暇等多数あり
報酬	月額226,930円～（地域手当含む） ※実務経験換算あり（要件を満たす場合、月額231,550円～）
交通費	実費相当
諸手当	地域手当、通勤手当（上記）
賞与	期末・勤勉手当あり ※年間最大4.5か月分（令和7年度）
退職金	なし
社会保険	健康保険・厚生保険・労災保険・雇用保険

[申込及び採用方法]

申込期間	令和8年1月20日（火）～
申込み方法 申込み先 （担当）	お電話のみの受付です。 心身障がい福祉センター児童部門（担当：住吉・中満） 福岡市中央区長浜 1-2-8 TEL: (092) 721-1611
採用面接	1. 選考方法：面接及び簡単な作文（志望動機） 2. 日時：応募者との協議により定めます（2月2日以降） 3. 会場：福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター）
提出書類	①履歴書 ②資格証の写し ※面接日前日までに郵送

【備 考】

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分にに関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの